

平成21年10月13日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

平成21年9月分より

## 厚生年金・健康保険料率

が改定されました

今年も厚生年金保険料率の改定時期となりました。

平成16年の年金制度改正により、厚生年金保険料率が平成16年10月分（平成17年以降は毎年9月分）から毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年度以降は18.3%で固定されることとなっています。改定後の保険料率は次表の通りです。（坑内員・船員の方を除く）

また本年9月分より健康保険料率が都道府県ごとに設定され、0.02%下がりました。

※介護保険料率は変更ありません。		平成21年 8月分まで	平成21年 9月分から
厚生年金保険料率	会社+本人	15.35%	15.704%
	(折半)	(7.675%)	(7.852%)
健康保険料率 (東京都)	会社+本人	8.2%	8.18%
	(折半)	(4.1%)	(4.09%)

### 《具体例》

給料総額（標準報酬月額）30万円社員の場合、新・旧保険料額は以下の通りです。給与締切日25日・当月末日支払の場合、10月25日支払分より保険料額が変更します。（翌月徴収の場合）

		平成21年 8月分迄	平成21年 9月分より
厚生年金保険料	合計（会社+本人）	46,050 円	47,112 円
	折半額	23,025 円	23,556 円
健康保険料 (東京都)	合計（会社+本人）	24,600 円	24,540 円
	折半額	12,300 円	12,270 円
介護保険料	合計（会社+本人）	3,570 円	3,570 円
	折半額	1,785 円	1,785 円

### 《その他注意点》

10月支払給与は、毎年7月に行われる定時決定により標準報酬月額の変更がされる月でもあります。保険料率の改定だけでなく標準報酬の変更にも注意して、10月支払給与計算の準備をしましょう。10月支払給与からの標準報酬月額については、7月に社会保険事務所へ提出した「算定基礎届」をもとに7月下旬以降返送される「標準報酬決定通知書」をご確認の上、ご準備頂くことをお勧めします。